

利用者負担の支払い

介護サービスを利用したときには 費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者に支払うのは、原則としてかかった費用の1～3割です。

■3割負担になる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

■2割負担になる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

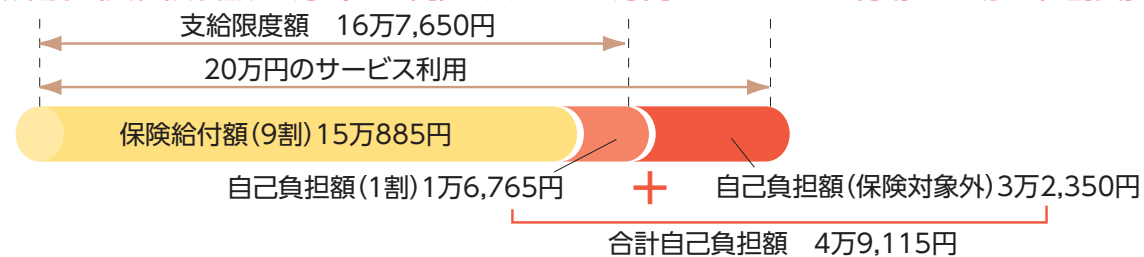
■上記に該当しない人は、1割負担になります

●介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて上限（支給限度額）[※]が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

注）支給限度額 ▶ くわしい説明はP10にあります。

【例】 要介護1（支給限度額16万7,650円）の人が、20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



利用者負担が高額になったとき

令和8年8月から 下線部が80万9,000円から82万6,500円に変わります。

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

●市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算し高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。

利用者負担段階区分		上限額(世帯合計)
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	課税所得690万円以上	140,100円
	課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
	課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
一般世帯（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		44,400円
住民税世帯非課税		24,600円
●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9,000円以下の人		15,000円(個人)
●高齢福祉年金の受給者		
●生活保護の受給者		15,000円(個人)
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円

在宅サービスの費用

介護保険の主な在宅サービスを利用する際には、要介護状態区分別に、介護保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。利用者負担は、原則としてサービスにかかった費用の1～3割です。

●主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合には、①サービス費用の1～3割と、②食費・居住費・日常生活費の全額が利用者の負担となります。

※短期入所サービスと通所サービスの食費と滞在費も全額利用者の負担となります。

■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

●居住費：ユニット型個室 2,066円、ユニット型個室的多床室 1,728円

従来型個室 1,728円（1,231円）

多床室 437円※（915円）

●（ ）内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※「療養型」「その他型」の介護老人保健施設の多床室、「Ⅱ型」の介護医療院の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る）を利用した場合は、697円になります（短期入所療養介護も含む）。

●食費：1,445円【1,545円】令和8年8月から 食費が【 】内の金額に変わります。

●低所得の人には負担限度額が設けられます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により一定額以上は保険給付されます。低所得の人は所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

※施設が定める居住費および食費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。

■負担限度額（1日当たり）令和8年8月から 下線部の金額が82万6,500円に変わります。また、一部の居住費等・食費が【 】内の金額に変わります。

利用者負担段階		居住費等				食費	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9,000円以下の人	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9,000円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円【680円】	1,000円【1,030円】
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	1,370円【1,470円】	1,370円【1,470円】	1,370円【1,470円】(880円)【(980円)】	430円【430円】530円	1,360円【1,420円】	1,300円【1,360円】

※第3段階②の多床室については、介護老人福祉施設(短期入所生活介護も含む)と、「療養型」「その他型」の介護老人保健施設及び「Ⅱ型」の介護医療院(いずれも8㎡/人以上に限る。短期入所療養介護も含む)を利用した場合は530円、それ以外の施設は430円です。

※介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

上の表に当てはまっても①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が右記の場合

- ・第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合